

〔12月〕人口の動き

人口	4,149 人
世帯数	961 世帯
出生	2 人
死亡	5 人
転入	8 人
転出	5 人

(12月末住民登録人口より)

ひがし しらかわ 広報

第137号

発行

東白川村 公民館

岐阜県加茂郡白川町
1-1 白川1-1

印刷

中部印刷 KK

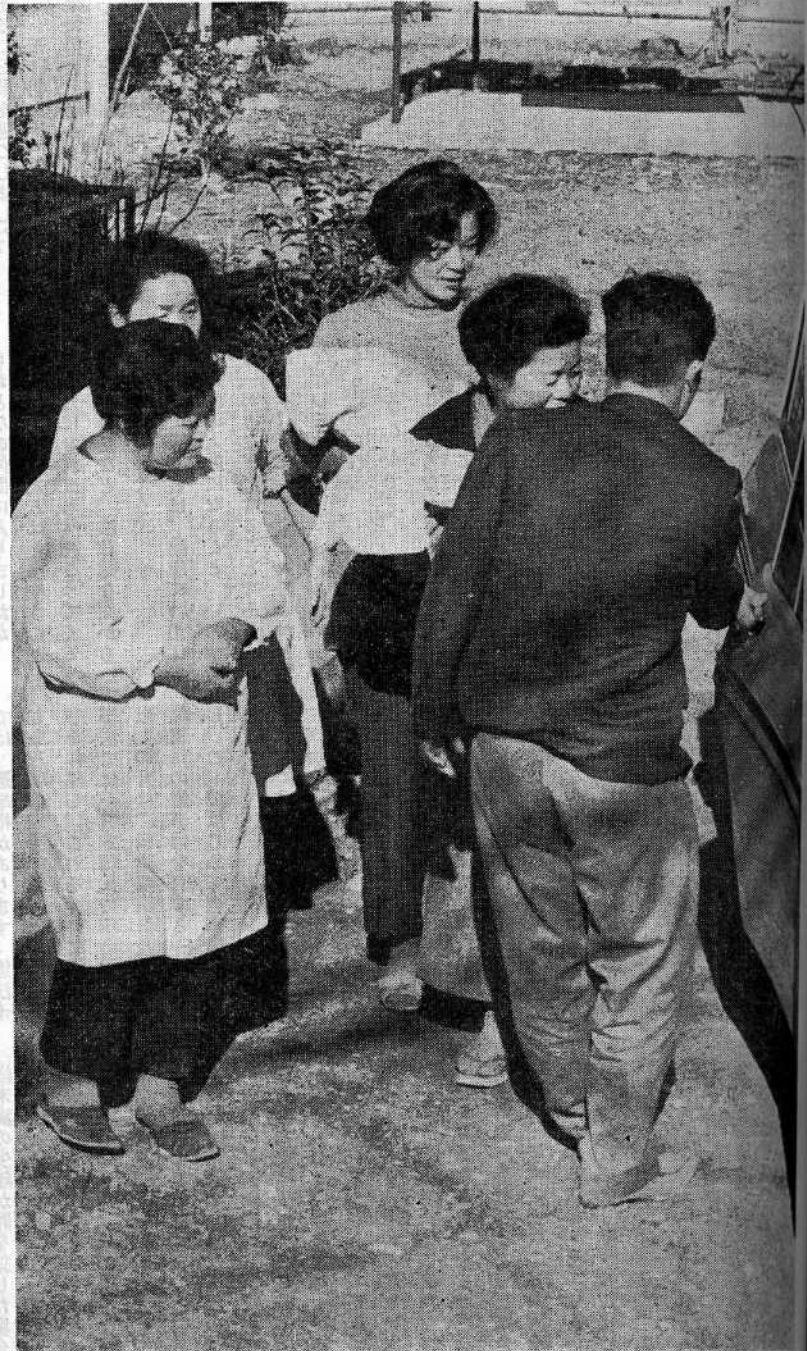
昭和46年1月25日発行

おめでとう 元気に退院

母子センターが
開所してからはじ
めての、ふたごの
赤ちゃんが昨年の
11月誕生。

両親と助産婦の
皆さんのあたたか
い愛情につつまれ
て、無事今月21日
退院しました。

—助産婦さんに見送られての
退院のスナップ—



全員そろって伊勢まいり

村が二十二名の成人者を招待

恒例となつて行なわれていた新成人者を招いての伊勢神宮参拝はことしから一泊二日となつて、さる一月十五日、十六日の両日行なわれました。

ことしの成人該当者は、男子十

一名、女子十一名の二十二名、それに村長はじめ公職のかたがたや教育委員会から六名が随行、意義ある二日間を過ごしました。

十五日朝六時三十分、役場前に全員集合、そろって神田神社へ報告祈願のあと、昨年の暮れ村が新しく購入したマイク

ロバスで、一路伊勢神宮へ出発しました。

和気あいあいのうちに、日本人の心のふるさといわれる伊勢神宮へは午後三時に到着、まず外宮を自由参拝のあと、内宮では全員そろつての特別参拝、身も心も引きしめて成人となつたよろこびを報告し、それぞれ将来への希望を願っているようでした。

こうして参拝のあと、伊勢志摩スカイラインを経て鳥羽で一泊、長旅の疲れをいやしました。

前日と同様好天に恵まれた二日は、午前九時に旅

るみフェリーボートに乗船し、伊勢

湾を横断、伊良湖崎へ渡たりました。そして豊川から東名高速道路へ入り、小牧から一路東白川へ、午後六時三十分全員無事に帰着しました。

一月十五日は「成人の日」。本村でも二十二名の若人がことしからおとなの仲間に入りましたが、いつたい、成人とはどうゆうことか成人になれば当然起つてくる権利、義務など、法律的な面から考えてみましょう。

まず、成人とは、簡単にいえば一人前の人間になること、いわゆる「おとな」になることであり、さらに、そのような一人前のおとなとして社会からも認められるということである。

成人となること・・・

義務と権利の自覚を

村がバスを利用して、成人報告祈願のための神社参拝を始めたのが昭和三十八年からこの催しは成人の日を意義づける意味でも県下で注目をあび、最近では各市町村行なわれるようになっています。

か簡単に述べてみましょう。

まず、公法上で重要な権利としては、選挙権があります。憲法十五条三項は、成年者による普通選挙を保障し、これを受けて公職選挙法では「日本国民で年令二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する」と規定し、こゝではじめて選挙権が得られます。

つぎに、二十歳未満の者は、未

ことしは、また新しいころみとして一泊二日を取り入れにことは、かけ足参拝でなく、成人者ひとりひとりが、じつくりとおとなの仲間入りをしたという自覚を持つため、成功したといえましょう。

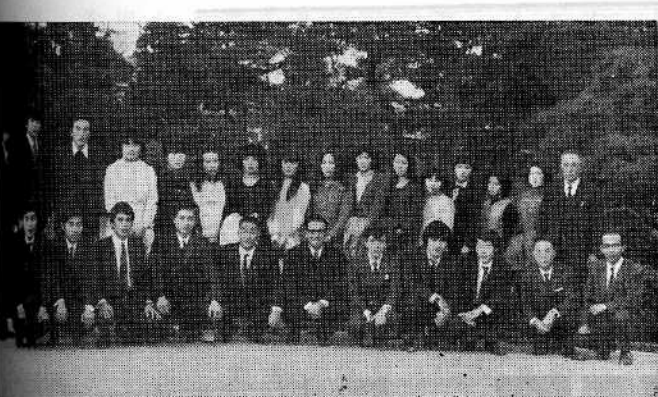
り、きびしい自己責任が追求されることとなります。つまり、二十歳未満の少年が罪を犯した場合少年法という法律によって特別な取扱いがされているわけですが二十歳になると、このような法律はなくなり、一般の成人としての刑罰を科せられます。

また、家族法上では、親の監督や保護などの親権からはなれて独立することになり、もし成年に達した者に子があるときは、自らが親権者となり結婚も両性の合意だけで

成立させることもできます。そのほか戸籍法上では、成年になると、それまで親などの戸籍にはいつている者は、その親の戸籍から分かれて自分だけの独立した戸籍を作ることできます。

結局、成人とは、ひとり前の社会人としての地位を得ることです。から、新たに成人になった人は、これからの社会の新しい責任を担うことになる。成人になった人

全国民を対象に国が行なっている



国民年金に加入を

これも新成人者の義務のひとつ

君は覚えているだろうか

あの日の約束を……

君もはくも二十歳になった。

もう社会人として生活していかなければならない。

だけど、こんなに厳しい世の中

だから。

こんなに、つらい世の中だから

いつまでも励ましあつて暮らそう

と。

四十年、いや五十年のち

二人で喜び合う日のために

新年おめでとうございます。

昭和四十六年の新春を迎え、村

内皆様のご健勝を心からおよろこ

び申し上げます。

公害問題に明け公害に暮れたと

いわれる昭和四十五年の日本の情

勢は、多くの問題を抱えて内外と

もすこぶる厳しいものがありました。

経済の高度成長のひずみだとい

われるもの多く、科学の進歩はい

たずらに人命をおびやかす生活の

不安に悩む現状で、人間尊重の上

にたつた経済発展が望ましいもの

であります。

国の基盤は地方自治体であり、

その発展は国政の発展につながる

もので、これを受け持つわれわれ

の責務は誠に大きいものであると

いなければなりません。

本村は村内皆様のご協力により

一年の始めに――

より行政の充実発展を

東白川村長 河田 勘 市

工事の早期達成、道路の改良整備

米生産調整による農業対策など当

面するいちばん大きな問題であり

ます。

住民に直結する住民福祉の増進

を図ることは、自治本来の使命で

あり、医療ならびに予防体系の完

壁を期するための東白川病院の運

成人の日は、二十歳になった人
を祝う催しものが行なわれまし
た。

二十歳になると、法律的にも社

会的にも一人前のおとなとして認

められますが、成人としての権利

も与えられると同時に義務も課せ

られます。

二十歳になったら国民年金に加

入をはじめて、諸般の福祉対

策、教育の振興、産業の発展など

行政の充実発展を期する上に、多

くの問題が山積みしています。

しかしながら、これらの諸問題

を解決するには、財政の裏付けこ

そ重要であることは当然なこと

と

いえます。

三割自治だといわれます。本村

は、長年健全財政を堅持し、極力

冗費の節減を図って放漫政策を厳

に慎しみ、確固不動の村財政を確

立しながら、東白川村の建設に努

力してきたのであります。

しかしながら、国は地方財政豊

かしくなっています。

全国的に農山村に見られるよう本

村も人口が過疎化し、昨年の国勢

調査の結果では人口は四千八十人

と、二十年間に千二百人の減少を

みただけです。

多難な時期、多難な村政を迎え

ています。できうるかぎりの村内

皆様の期待にこたえ、村政発展を

念願するものです。なにとぞいっ

国民年金制度は、二十歳から六
十歳未満までの日本国民で、厚生
年金、共済組合などの職域の年金
制度に加入していない人は、必ず

加入しなければなりません。年金

制度は、将来の老行、廃疾、死亡

などによって国民の経済生活がそ

こなわれる不安を、年金によって

保障しようという制度であつて、

かになつたと放言するにいたつて

は、はなはだ憤りを感じるもので

す。村財政必ずしも豊かなもので

はありません。こうした現況によ

り、よく財政を勘案して、もつて

諸問題を解決していかねければな

りません。

全国的に農山村に見られるよう本

村も人口が過疎化し、昨年の国勢

調査の結果では人口は四千八十人

と、二十年間に千二百人の減少を

みただけです。

多難な時期、多難な村政を迎え

ています。できうるかぎりの村内

皆様の期待にこたえ、村政発展を

念願するものです。なにとぞいっ

そのご協力を切望します。

年の始めに当たり村内皆様のご

多幸をお祈りしてごあいさつとい

たします。

ゴールまじか

十年年金

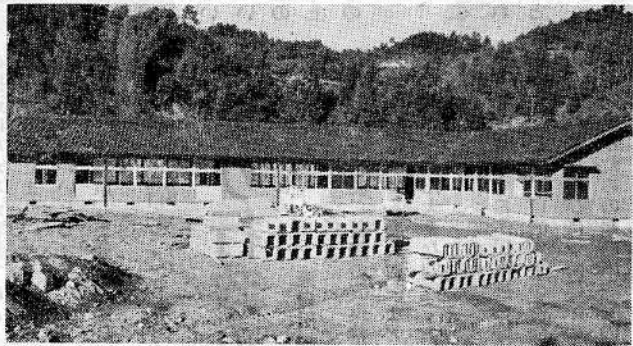
二十年金になったばかりの若い人
には、年金などは遠い将来のこと
のように考えられがちですが、今
は元気に働いていても、やがては
年をとつて働けなくなりますし、
最近のように、交通事故、その他
の公害による不慮の災害が多い世
の中では、特に年金制度の意義が
高くなります。

二十年金になって国民年金に加入
しなければならぬ人でもまだ手続
きのしていない人は、いま一度、
年金制度の重要性、必要性を理解
していただき、役場の窓口で加入
の手続きをしてください。

十年年金支給の日が、間近にせ
まっています。せっかく年金が受
けられるのに、滞納や免除があつ
て年金額が少ないことは、さびし
いことです。十年年金対象者（明
治三十九年四月二日～明治四十四
年四月一日までに生まれた方で昭
和三十六年に加入した者）でまだ
未納、免除のある人は、大至急納
付して、満額の老令年金を受けら
れるようおすすしめします。

工事進む越原保育園

園児には待ちどおしい4月開園



(完成近い保育園)

昨年の八月着工以来、工事がすめられていた越原保育園は、建物本体もできあがり近く完成の運びとなりました。

この保育園は、敷地二千四百五十平方メートル、園舎は、木造平屋建、瓦葺き、四百十九平方メートルで、一メートルの積雪にも耐えるじょうぶな設計の中にも、色彩豊かなモダンな建物です。

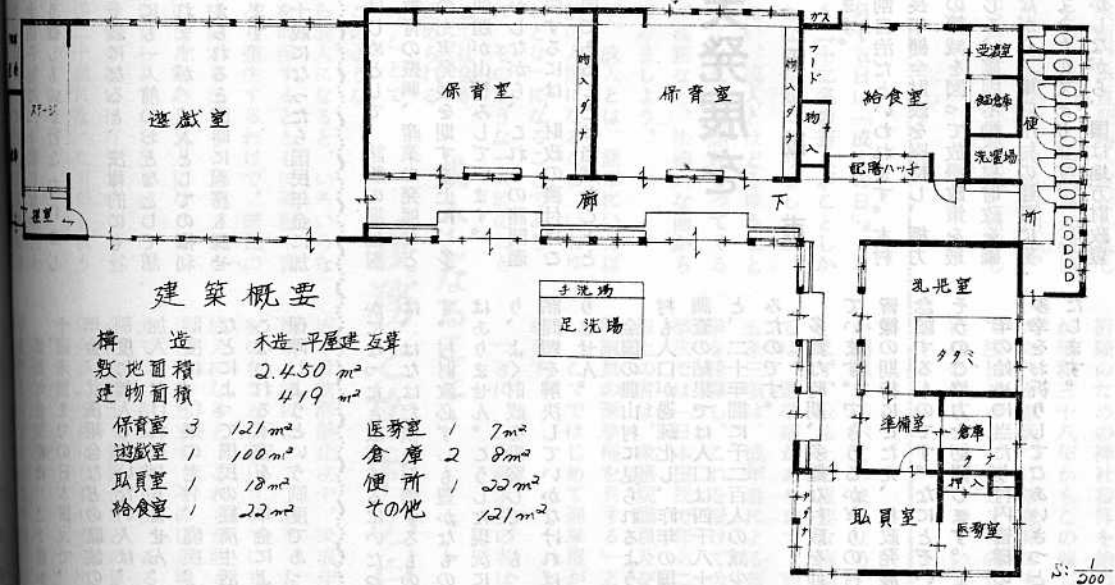
園庭には丘を盛り、池を配したよい子たちに適した環境整備も行なわれることになっています。

ですすめていますか、四月からの開園までには必要備品なども揃えつけられます。

こんどの保育園の建設工事には地域の深い関心と、暖かいご協力が寄せられています。

そのひとつとして、大明神の安江多策さんが備品購入費にと、亡くなられたお母さんの香典二十万円を寄付されました。

村では、このご厚意をありがたくお受けし、同保育園の備品購入費として役立てさせていただきます。



- 十二月の人の動きあれこれ
- ― 出生 ―
 - (大沢) 今井二六 直巳
 - (上親田) 島倉完 宏 (長男)
 - (上親田) 奈代子 (二男)
 - (上親田) てる子 (長男)
 - ― 死亡 ―
 - (陰地) 早瀬シズノ
 - (上親田) 大坪 コウ
 - (陰地) 安江鶴太郎
 - (日向) 三尾 とよ
 - (柏本) 額綱 貞恵
 - ― 婚姻 ―
 - 今井 和弘 (大口)
 - 鎌田 清美 (加子母)
 - 栗本 保彦 (平)
 - 後藤 房子 (武儀郡)
 - 今井 保 (加倉尾)
 - 井戸須磨子 (七宗村)
 - 三尾 清行 (大明神)
 - 三尾由美子 (〃)

第四回定例会

四十四年度決算を認定

一般質問にも活発な論戦

昭和四十五年十二月十六日から第四回定例会が開かれました。

昭和四十四年度一般会計、特別会計決算の認定、昭和四十五年一般会計補正予算および補正予算に関連する条例の改正、ならびに固定資産評価審査委員会委員の選任など六議案が審議され、いずれも原案どおり可決され十二月十九日閉会されました。

この議会に提案された議案の内容と、一般質問のあらましは次のとおりです。

■昭和四十五年度東白川村一般会計補正予算

今回の議会で議決された補正予算は、二千六百七十九万四千円で

この結果、一般会計予算総額は二億三千九百九十七万五千円となりました。

補正予算の主なものをお知らせします。

▽総務費 一千三百万七千円

神田座敷地など土地購入費

二百六十八万二千円

マイクロバス購入費

百八十八万円

神田座建物移転補償費など

六百六十八万一千円

(神田座が主要地方道開設予定地内にあるため県が補償費とし

由敷地かけ替え工事補償費追加

▽土木費 九万二千円

主要地方道改良工事用地買収負担金

百十三万三千円

日向村道拡幅改良工事請負費

五百万円

加舎尾村道拡幅改良工事請負費

三十万円

追加

県工事負担金 六万九千円

▽教育費 二百三十八万七千円

五加小学校教員住宅取付通函工事請負費

十七万円

総合グラウンド建設費(追加)

二百万円

通学費補助、文化講演会開催費など

二十一万七千円

▽災害復旧費 七万八千円

▽以上の財源として次のものが当てられます。

地方交付金 五十四万四千円

分担金 二十四万円

県補助金 四百二十一万六千円

土地売却代 二百九十九万五千円

神田座移転補償費

六百六十七万六千円

寄付金 五万円

村債 二百二十万円

財政調整基金繰入金 五百十一万七千円

定例監査報告

改善を指摘

東白川村監査委員により、村の財務に関する事務の執行と経営にかか

財務に関する事務の執行と経営にかか

監査委員報告

今回の定例監査は、昭和四十五年

年度上半期の状況を主として財政運営を中心

執行が計画的に進められ、住民の福祉増進に役立

るが、また不経済な支出が行なわれている

が、また不経済な支出が行なわれている

が、また不経済な支出が行なわれている

が、また不経済な支出が行なわれている

が、また不経済な支出が行なわれている

が、また不経済な支出が行なわれている

が、また不経済な支出が行なわれている

が、また不経済な支出が行なわれている

が、また不経済な支出が行なわれている

力していることはよろこばしい。

一般事務処理についても、その

処理はすこぶる適切であった。そ

の他公共施設の管理についてはお

おむねよいが次の点について当局

に指摘した。

一、五加保育園の園児は、小学校

の便所を使用しているが、共同

使用は適当でない。施設の構造

上からも園児に適さない。

二、東白川農協の事務所敷地は村

有地であるが、賃貸借契約が締

結されていない。

三、東白川体育館の備品台帳が整

備されていない。

なお監査委員の意見として次の

ことを述べた旨を報告した。

一、神土小学校長住宅はかん境衛

生上から見ても現在の位置は適

当でない。

二、中学校生徒の自転車通学者の

ヘルメットに、交通事故防止の

ため夜光塗料を着けるなどの措

を望む。

七、体育館付近の神付川護岸工事

を、早期に実施されることを望

置を構せられたい。

三、体育館を夜間使用した場合の

管理責任を中学校長に負わせる

ことについて考慮されたい。

四、東白川保育園の通園道路は、

早目に確保されたい。

なお屋根の雪すべり止め工事な

らびに給食燃料をガスに切り替え

ることを望む。

五、越原保育園建設後における越

原小上校舎の管理は、小学校の

管理面積が非常に広くなるので

何らかの措置をとられたい。

六、大沢農道入口付近に、交通渋

滞を防ぐためにも退避所の設置

を望む。

七、体育館付近の神付川護岸工事

を、早期に実施されることを望

む。

八、村内道路について舗装計画を

樹立されたい。

九、学校給食用燃料は全額村で負

担されることを望む。

村道舗装計画

5段階で順次実施

産業土木委員会の報告

(註)

道路舗装実施要領案の概要

一、採択基準

舗装を実施する道路は、幅員二、五メートル以上のものうち常時使用の生活道路、部落間を結ぶ連絡、または循環道路、公共施設、共同利用施設などに通ずる道路とする。

二、路線区分

道路利用度と状況などによりABCDEの五段階に区分する

三、基本計画の樹立

実施については村の財政計画を考え、A路線から順次行ないその期間はおおむね五カ年を目途とする。

四、財源区担当分

実施については地元負担を課し、その率は最高(住家などへの引込み支線)七〇パーセントから最低(部落幹線道路など)三〇パーセントとする。

なお、地元負担の率のうちA路線については、それぞれの管理面積の多少により最高一〇パーセントから三パーセントまでを減免する。

五、事前準備

地元道路愛護会と協議し、その協力を得て排水路、側溝、路盤整備などの準備を行なう。

ない、その財源負担は、村七〇

パーセント、地元三〇パーセントとし、局部舗修については必要に応じ村が行なう。

以上村当局の樹立した舗装実施要領案に対して委員会は、次の点について修正を要望した。

一般質問

通園バスの運行

は地形上むづかしい

樋口議員

(一) 西洞口から神付、日向を経て加子母村に通ずる道路拡幅改良工事を、早急に完了するように努めることと、この道路の舗装については、その特殊性からみて地元負担について特別の配慮をするよう望むが、村長の考えを聞きたい。

用の啓蒙と、これに対する利子補給を村で行なう考えはないか
(四) 農構事業は完了したが、今後とも活発な生産意欲を継続させるため、小開墾を実施する農業に対しては、今後も村費補助を継続させたい。
(六) 神付川の砂防工事をいっそう促進されるよう望む。
(七) 生活文化に恵まれは地域住民が、個人で開設する車道、橋などに対して補助金を交付されることを望むが、村長の考えはどうか。

(二) 作業の便利と、木材生産費を引きさげるため、経営林道補助額の大幅な増額と、補助対象基準を現行より緩和することの考慮について、県当局への要望を望む。

村長

(一) 西洞口から日向、角領へ通ずる道路の改良工事は、山振特開事業として計画し、工事は進めている。早期改良の努力はするが、延長が長く完了はむづかしい。

(四) 山林取得資金は森林組合で取組んでおり、二十ヘクタール以下の山林所有者に限られている。

を最高十五パーセントとする。

二、補修について、全面補修の費用負担率を村八〇パーセント、地元二〇パーセントとする。

三、事業実施については、年間一千万円以上の村費を計上実施する。

て地元側から紛争がでると事業が遅れるので、特に地元の協力態勢を望む。

この道路の舗装の問題について執行者としては、住民福祉向上を図りながら財源を考慮して村財政を運営してゆかねばならない。したがってこれらのことと合わせて重要な問題でもあり考慮するようにしたい。

(二) 経営村道補助制度は、今年度から発足し、県としても重要な問題として取り上げているので今後林道舗装事業補助制度の実現と併せて大幅な増額を要請していきたい。

(三) 保育園児の通園バス運行については、父兄からも要望されてきたが、村で通園バスを運行することは本村の地形上からもむづかしいので現段階での運行は考えていない。
(四) 山林取得資金は森林組合で取組んでおり、二十ヘクタール以下の山林所有者に限られている。

他町村では山林の売却による資金が非常に少なくなっている。山林の売却は、非常に重要な問題だが、私はさらに一歩進めて山林の他町村への売却について、村長に認可権を与えられるよう常に要望しており、県でもその重要性は認めている。

今後他町村などに山林を売り渡さなければならぬような場合は、村長にも相談していただきたい。

なお、零細な山林所有者に対しては山林取得資金を活用されるよう啓蒙していく。利率については森林組合の取扱分の中において考慮していくよう検討してみる。

(四) 小開墾に対する村費補助は今後も考えていくが限度があり、あまり小さな開墾まで補助を認めるわけにはいかない。開墾も大事であるがむしろ農構事業により作った基盤を生産に結びつけ、企業農家として立てる農家の意欲が大事であると考えている。しかし、今後さらに開墾などによる生産基盤を必要とする農家については、総合農政の問題として農協指導部などとも相談

(四) 個人の事業および農家の開設にかつる補助金の交付については、いろいろな問題もあり、その時点で考えていくようにしたい。

水田転作で

養蚕振興も考える

— 今井(好) 議員 —

(一) 農業問題として現在いちはん大きなものは水田の休耕対策であると思う。来年度においても村に対して相当面積の休耕転作などが要請されてくると思うので、村は桑園造成は、乾田などの良質な水田を転作させるとい

などにより企業農家の育成に努めるといわれるが今後どのような方針で進めるか。昭和四十四年度を比較しても農業の自立性の後がうかがわれない。

農協の営農貯金制度は、現在のその赤字解消のため整理が行なわれているが、企業農家はある程度の赤字解消は難しくないが、兼業農家では非常に苦しい問題であると思う。

村は今までとってきた四本の柱中心の農政はあまり考えではなかったか。養蚕兼業などは現在のところよいが、畜産、水田主体の農家は非常に苦しい現状にある。特に小規模な兼業農家については、その対策を考えるべき事態にきていると思うが、

当局の考えを聞きたい。

(四) H Y K の放送施設が悪くなっているが村民生活の中にこの有線放送が重要な施設であることからみて、こゝで全村民加入に

(四) 現在行なわれている成人教育は時代の移り変わりとともに一考を要する時が来ているのではない。現在の教育は生産第一主義に走り、成人教育に最もたいせつな心の問題、情操教育が忘れられているように考える。

今後の在り方として先回の文化講演会のような場を年一回から二回作り生産第一主義の中に心の余裕を見つけ出させるような教育が必要と考えるが、村長の考えは。

(六) 現在の社会教育委員は特定の諸団体から人選され、構成されているが、できればこうした学識経験者の中に宗教関係者などを入れ幅広い意見が取り入れられるような機構が望ましいと考えるが村長の意見を聞きたい。

(七) 村の文化財の保護について、村の変遷を伝える貴重な文化的な財産資料が保護の道が開けていないため、年々減少していく傾向にあるので、文化財保護条例などを設けその保護対策を考えてほしい。

— 村長 —

(一) 現在国の生産量は約千四百万トン、消費量は約千百万トンで毎年三百トンが余る計算からこの

が行なわれた。来年度については目下検討中で方針は明確でないが、今後五年くらいは休耕対策を考えていると聞いている。しかし現在の農業で、米作りは最も簡単で、国の買入れがある限り減反をあまり村が押し進めることはどうかと考えるが生産調整のための減反は、数量は不明だが来年度もどれだけの行なわねばならぬような実情にあるので、これが対策として桑を植えて転換を図るのがいちはん良い策と考える。

従って来年度の水田の転作については特に奨励して養蚕振興を図りたい。

(二) 農道などの補助については八番議員の質問に答えたとおりである。

(三) 兼業農家の対策については、農構事業実施の目的は専業農家の育成にあったが、急テンポで進む時代の流れの中にあつて農業の実態は投資即生産に結びつかない面が多くあり、専業農家として時代の流れについていけないのが現状であり本村のような山村ではその点が特に著しく専業農家でやっていく事はむずかしい。従って兼業農家が多く

(次ページへ続く)

なる点からこの育成について今後の問題として対処したい。村の農業の四本の柱を立てたのは米作り、畜産、養蚕、茶いづれもお互いが密接な関係があるところから決定したもので、これが成り立たないのは米は別として、農業経営の在り方に欠かぬがあるのではないかと思う。和牛にしても六割の自給飼料ではじめて採算がとれるといわれるのに、はじめから購入飼料では当然赤字となるのは明らかである。茶は長い間の投資を要するが生産に入れば赤字も解消していくが畜産においてはこうした事はむずかしいので和牛飼育は経営の在り方について特に考えてほしい。茶の将来は明言できないが白川茶の味は日本一とさえいわれているのでこれを生かし荒茶販売でなく農協などが主体となって再製販売すべき時機がきていると考えられるまた農業の工業化はそこまで考えていくべきだと思う。

(四) 有線放送施設は更新の時機がきている。こうした更新と云うことを考え以前から利用者はこれに備え積立金をすべきであると強調してきたがそれがされてない。施設の更新には相当額の費用が必要である。

い。村としてはまだ考えていないがいずれ更新の時点で考慮する。

(四) 成人教育のあり方について精神面の教育が遅れていることは事実であるが、その点については青年は青年、婦人は婦人教育委員会は教育委員会としてそれぞれ情操教育に通じる勉強をしている。また、老人クラブについても会合によく出席しているがその考えかた自体がむかし老人と非常に変ってきている。これらは社会教育の大きな成果である。

しかしほんとうの社会教育の成果はその構成している人の自覚に待つより方法はないと思うが、そうしたことはいつておれないので村の社会教育は教育委員会がその主体となってやってきた。特にその実務を担当する社会教育主事については、県が各町村へ派遣すべきであり、成果もいっそうあがると考える。

(六) 社会教育委員に宗教関係者を入れることについては、委員は社会教育法に定められた人で構成されており、宗教家でも学識経験者としてならよいと思う。しかし毎月敬神婦人会などで婦人のかたが神社に集まれるが、こうした集まりは宗教関係者ではない。

ることも社会教育のひとつのあり方であり委員会のメンバーに加わることはかりでは社会教育はできない。社会人すべてがそれぞれ立場、持っている知識を人に教えること、こうした方向に進んでいけば自らよい村づくりができると思う。

(七) 村の文化財の保護については現在保護の方法について教育委員会が検討している。

来年度の米作減反は

国の方針がでてから対処

—今井(恒)議員—

米の生産問題について常に村長の考えを聞くが、そのたび米は安心して作ってもよいという答弁であったが、時代は進展し政府においては余剰米対策のため食糧法の改正、また政府買入れ制限などの案が検討されている。こうした背景のもとに本村にも国の政策に伴う減反による生産調整が来年度は三割〜四割り当てがされた場合、この村の最も主要な産業である米作農家が深刻な危機に立たされることは事実である。そこで次の点について質問したい。

—今井(好)議員—(関連質問)

第一点で質問した休耕対策と養蚕振興については、水田の転作は桑を主体に進めていくと答えられたが、その方法について消毒方法など、稲作、茶との関係もあり桑の植付けについては団地的に進めていく考えはないか。

—村長—

ことしの米の生産調整について

ては自主的に減反の協力を指導し、各農家それぞれ経営に適した転作などを行ない、県の割り当て面積も消化できたが、来年度もさらに多くの減反が要請されれば、養蚕主産地には桑、茶の主産地には茶樹と団地的に現在村の経営の実態を考慮し主産地形成を考えて進めなければならぬ。

現在国の施策にそい減反による生産調整を行ない、これもやむをえないという考え方について為政者としてどのような考えで発言したか、その場のみ答弁ではなかったが明確な答えを聞きたい。

(二) 国が強制的に生産調整のため減反割り当てが来年度もあつた場合、村はことしのように自主的な減反を守る自信はあるか。

(三) 米の生産調整の問題がでたのは国の農政に誤りの結果であるといわれたが、この国の農政に對し村長は具体的にどのような改善要望の手を打っておられるか。

(一) 米作問題の将来については明言できないが、日本人が米食である限り米作は必要であると解釈している。減反については本村の生産米は良質であり、よく売れている現状であることから特に村内自給ができるか見定めから転作などの計画が必要である。村長は先に答えたことと今答えたことと違い場当たり的な事をいつているといわれるが米作問題と云うような事については、急テンポに進展し変わっていく情勢下にあつて昨日と今日と事態が変わることもあり、これは国の場合でも同じであるが、村長として決して場当たり的な答弁をしたと考えていない。

とはなすか、いかにして、
かし、ことしのように自主的に
減反が消化できない場合は何ら
かの方法を考えねばならぬがま
だ来年の万針も打ち出されて
いないので、はつきりした時点
で相談して対処したい。

広報で議会の

活動状況をくわしく

—安江(勝)議員—

広報は村民に村の動きなどを
知らせるものであり、議会にお
ける発言は最大限に掲載すべき
だと思ふが十分に掲載されてい
ない。特に協議会などにおける
発言も含めて議会活動の内容を
掲載して発行する考えはないか

—村長—

広報の発行は県広報課からも
指導を受け、担当者が研究して
発行し、広報としての使命は十
分に果たしていると考え。議
会の内容を詳細に掲載せよとい
われるが、議会はかり掲載する
ことはその構成、あるいは紙面
の都合上むずかしい。広報はそ
の性質上現在のまゝで良いと考
えている。

—安江(勝)議員—(関連質問)

広報は、村単独で発行されて
おり、その内容も村独自のもの

は農業会議などにおいて常にそ
の考えを発言し、町村長には同
調する者もあるが、村長一人で
国の施策を改めさせるようなこ
とはむずかしいことであり、従
って代議士を通じ村の実態を話

であるべきと思うが、県の広報
課の指導を受けて、発行してい
るとはどういうことか。

—村長—

広報課の指導とは、その内容
でなく編集技術の指導を受けて
いるということである。

—安江(勝)議員—(関連質問)

広報は、村単独で発行してい
るものであるから発行に当たっ
てはその内容につき研究すると
ともに、議会の部については広
報記事の半分くらいはとって掲
載して貰いたい。

なお、さきほど今井(好)議

員が宗教団体を社会教育委員会
のメンバーに加えたならとの質問
に対する村長の答弁は、宗教団
体を社会教育委員として理念上
認めるものであると解釈したが
その点はどうかはつきりして貰
いたい。

し、国に反映させるよう努力して
いる。しかし、国としても全面
の農家を対象として政策を樹立
している。この村のことはか
り考えることもできないと思う
が、私は私なりの考え方でもっ
て要望している。

—村長—

宗教団体を入れるとは答えて
いない。社会教育委員は、関係
団体の代表者から構成されてお
り、宗教団体にある人でも学識
経験者などの個人としてならけ
っこうであるといっている。

—安江(勝)議員—

宗教家を入れる事はけっこう
だといわれたが、その概念が自
治法も憲法に違反していると思
わないか。

—村長—

社会教育委員は、法律上から
も身分がはっきりしておりそれ
に基づいて選出するものである
から、たまたま法に認められた
団体などの人で宗教に關係して
いる人が入っていてもけっこう
だといったもので、宗教団体は
法では認められていない。

田口森松さん再選

東白川村固定資産評価審査委員
会は委員三名で構成され、委員の
任期三年で毎年一名づつがその任
期が切れることになっています。

昭和四十五年十二月に委員であ
った田口森松氏の任期がほとんど
満了となり、第四回定例会におい
て後任委員の選任について議会の
同意が求められた結果、田口森松
氏が再選されました。

四十四年度会計

賛成多数で認定

昭和四十四年度東白川村一般会
計と特別会計決算は、第四回定例
会に提案され、二日間の審議の結
果賛成多数で認定されました。

昭和四十四年度各会計の決算提
出に当たって村長は次ページのと
おり提案内容の説明を行ないまし
た。

なお具体的には昨年発行の財政
事情の公表を参考にしてくださ
い。

議会メモ

十一月四日 議員全員協議会を
開き道路舗装について産業土
木常任委員会の審議経過の報
告を受けるとともにこれに対
して審議検討が行なわれまし
た。

十一月十日 東白川村(議員全
員参加)白川町加子母村の三
カ町村の議会で主要地方道改
良工事促進について県庁にお
いて知事に面会陳情を行ない
ました。

十一月十七日 産業土木常任委
員会が開かれ道路舗装計画樹
立について審議が行なわれま
した。

十一月三十日 議員全員協議会
が開かれ主として道路舗装に
ついて検討が行なわれまし
た。

十二月十二日 産業土木常任委
員会が開かれ道路舗装計画樹
立についての審議が行なわれ
ました。



村長決算説明から

財政と福祉の調和

村行政のこれからの基本示す

本決算においても、一般、特別会計合わせて、歳入三億一千七百七十六万四千円、歳出三億四百九十二万八千円と、昨年より歳入は四七パーセント、歳出は四三パーセントの増加となった。

その状況は別表のとおりであるが、本年度地方財政の課題は、財政の健全性を確保しつつ、社会経済の進展に遅れることなく、住民生活に密接した社会資本を充実しその福祉の向上を図ることである。

昭和44年度分造林費会計

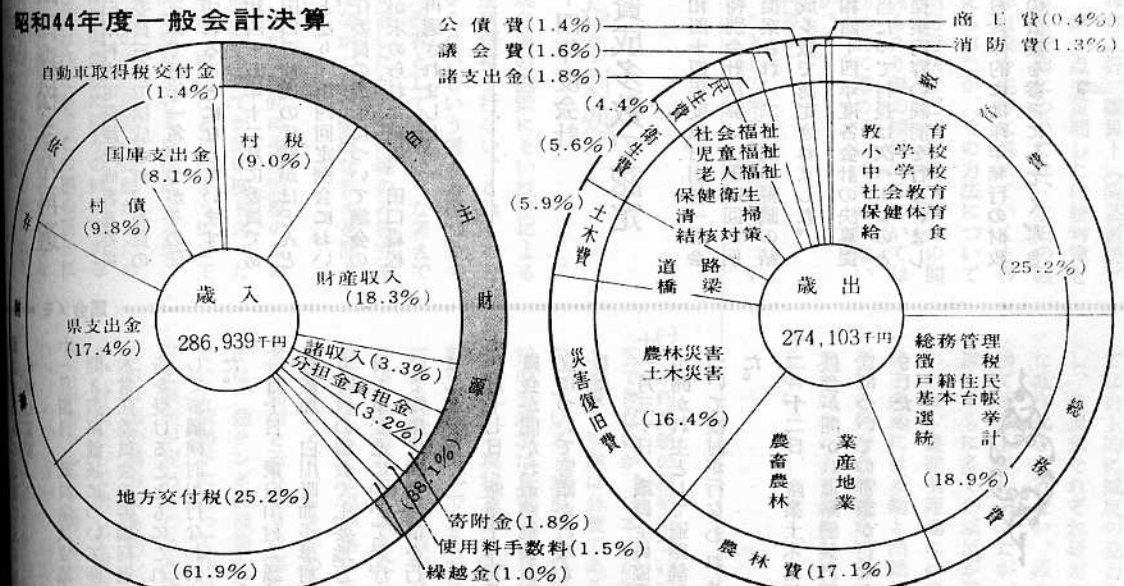
歳入		歳出	
科目	決算見込額 備考	科目	決算見込額 備考
繰入金	360	総務費	360
計	360	計	360

昭和44年度国民健康保険会計

歳入			歳出		
科目	決算見込額	割合	科目	決算見込額	割合
国民健康保険料	8,076	26.5	総務費	2,258	7.4
国庫支出金	20,481	67.3	保険給付費	28,207	92.6
財産収入	8	—			
繰入金	1,900	6.2			
計	30,465	100.0	計	30,465	100.0

しかし、こうした社会の中にあつて住民の要望に応えるためには、なお、強力な国の施策と、地方公共団体の創意と努力が必要で、本村は、従来から堅持してきた長期健全財政と、住民福祉の向上との調和の上に全力をそそいだ。

昭和44年度一般会計決算



部落からの募金状況

組名	人数	募金額	組名	人数	募金額
大口	15	4,800	日向	61	9,850
平	180	20,180	陰地	91	9,610
下親田	33	4,700	栃山	20	2,700
上親田	40	6,400	黒洵	42	4,930
中通	35	3,500	大明神	71	9,050
神付	36	4,300	柏本	60	6,750
中谷	24	2,400	宮代	34	3,342
加舎尾	19	3,000	大沢	41	3,920
西洞	31	5,000	下野	20	2,000
曲坂	21	3,500	久須見	9	1,100

職場団体からの募金状況

職場、団体名	募金額	職場、団体名	募金額
東白川村民生委員一同	10,000	村内保育園保母一同	2,100
東白川中学校生徒会	5,337	木村建設	2,000
神土小学校児童一同	3,813	東白川病院職員一同	3,103
五加小学校児童一同	1,850	越原小学校児童会	2,895
千秋流東白川花会	3,000	共立木工所職員一同	1,000
東白川村役場職員一同	10,000	立正佼成会東白川地区	10,000
東白川村議会議員一同	17,000	美濃加茂市社会福祉会	10,000
東白川村教育委員一同	2,000	全通東白川分会	3,500

特志募金状況

匿名の方10名の方から 87,490円

役場・農協窓口募金箱から 1,750円

募金の外 平森藤市郎さんから新品衣料 50点

これは、皆さんもご存じの花子の持主である越原公明氏（名古屋女子大学学長）が、見学にこれらる愛鯉家のかたがたに呼びかけられ、基金を募られたものです。当年とって二百二十歳の花子のか、池に泳ぐ古り鯉をかわいがる人たち、その人たちの心がひいては、美しい人間関係、そして助けあいの心に結びついたといえます。村では、このとうとい寄付をありがたくお受けし、社会福祉関係では母子家庭二十人のこともたちにお年玉として、教育振興関係では学校の図書購入費として、それぞれ活用させていただきました。

盛りあがった愛の心

歳末たすけあい運動に二十九万円

恒例となった村ぐるみの歳末たすけあい運動の結果がまとまりました。

ひとりでも多くの人が、人並みの越年ができ、新しい希望に満ちた新年を迎えられるのが、この運動に流れている目的でした。

好成績だった昭和四十四年の実績十八万五千四百八十五円を大きく更新して、二十八万七千八百七十円も集り、お互いに助け合う心

がこのように大きなものとなりすばらしい成果をおさめたものです。

皆さんの志を一日も早くおとどけるよう、年内に民生委員の方から、気のどくなかたへお届けしました。

その配分先は、次のようなところ

生活保護世帯 五万二千六百円
準生活保護世帯

重度心身障害者 一万七千二百六十円
重度心身障害児 二万九千五百円
長期入院者 八千円
らい病療養者 一万九千円
老人ホームの老人 一万二千元
救護施設の生活不能者 二千元
施設にいるちえおくれの子 二千元

母子寮の母子 四千円
母子家庭 九千八百円
独居老人 八千円
慰問品購入代金 一万三千八百四十円

合計 二十一万六千円
寄せられた衣料品は、こども用

越原家の古り鯉

花子さんからお年玉

村の福祉教育事業に活用

年が明けると早々、次のような便りとともに村に現金が送られてきました。

一 金二万四千円

（昭和四十五年四月～十二月分）

内一万円を社会福祉関係へ

内一万四千円を教育振興関係へ

昭和四十六年正月

越原家の古り鯉花子

（当年二百二十歳）

よい先輩に恵まれて

甘くない社会を切りぬける

中学校のころは、社会へでてからのある程度の不安はありましたが、一方社会にでればどうにかなるだろうといいかげんな考えもありました。

いざ社会にでてみると、そんな不安なことはありませんでした。でも、人間関係のむづかしさ、お金というもののたいせつさ、自分にかかされた責任の重さというものがよくわかりました。

まず、人間関係のむずかしさですが、もうひとりの自分になってくれるような友をつくることが大事だと思いました。社会にでてみて周囲にはだれも相談にのってくれようなひとはいない。何があるっても自分ひとりだけで考え、自分の心の中にしまっておく、こんな生活だったら社会というものがいやになってしまおうと思います。その

それから、自分ひとりで生活しているの、お金というもののたいてつぎがよくわかりました。

中学校の時は親に小使いをもらっていたので、お金の限りというものを知りませんでした。今では小使いをたくさん使えば衣服などを買い金がなくなり、衣服などをたくさん買えば小使いがなくなれる。その調和をうまくとらなければならない。そんなことから、お金のたいせつさがよくわかりました。

それから、はくは大工見習いの
せいか、自分にまかされた責任の
重さというものを強く感じます。
自分の行なつた仕事にまちがい
があれば家を建てる時に、必ずや
りなおさなければならぬので、
先輩たちにめいわくになるからで
す。

一歳を過ぎれば食ふことのほ

一歳を過ぎれば食べることはのほかに、
か大便、おしっこについても関心
を持たなければなりません。一歳
児の発育にもなつて、しつけを
することです。排尿便の自立は、

その子の成熟程度により大きな影響をうけますが知能との関係はあまりありません。大便も、おしっこも腰がしつかりしてくる十カ月ごろから始めてみてください。

ただしこの時期から始めて、自立ができたとしても反射作用によるもので、ほんとうに排便の自立ができるのは二歳を過ぎてからです。

大便をする時間はだいたいお乳を飲んだあと、ごはんを食べたあ

耐えぬくよう、いっしょうけんめいがんばります。

関市西木戸町二十五
亀山建設内

伊佐治辰夫



とで顔を見ていると気持ち悪そうにする。

- ・おむつをとり便器のところで抱っこさせいっしょにかけ声をかける。

・大便秘が教えられるようになった



①

らおむつをはずしひとりできせてやる。

◆おしっこのしつけ

お乳を飲んだ後とか朝、目がさめたときおむつをはずしてさせ

最底賃金のお知らせ

使用者、働く人

は要注意

ている人も注意して下さい。

(関労働基準監督署)

自動車整備販売業 八四〇円

プラスチック製造業 八七〇円

美容理容クリーニング業

八七〇円

印刷業 八二五円

卸小売業 九三〇円

窯業土石製品製造業 力六〇日